

会議記録

会議名	令和3年度 第3回 杉並区文化・芸術振興審議会
日時	令和4年3月17日(木) 午後6時30分～午後7時30分
場所	杉並区役所 教育委員会室
出席者	〔委員〕 曾田修司(会長)、後藤朋俊、佐藤信、服部洋、米屋尚子、高和弘、谷原博子、富澤武幸 〔区〕 地域活性化担当部長 文化・交流課長 〔事務局〕 文化・交流課
欠席者	菊地一浩、小林信恵、小林真理
配布資料	資料1 すぎなみアート応援事業(令和2・3年度)の実施結果 資料2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組結果と継承 資料3 新たな基本構想の実現に向けた文化行政の推進について 資料4 令和4年度 文化・芸術振興審議会の開催スケジュール 参考資料 杉並区文化芸術活動助成金募集要項(案)
会議次第	〔議事〕 1 文化・芸術活動への支援について ・すぎなみアート応援事業(令和2・3年度)の実施結果について ・審議会の意見を踏まえた「すぎなみアート応援事業」の見直し 2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組結果と継承について 3 新たな基本構想の実現に向けた文化行政の推進について 4 令和4年度 文化・芸術振興審議会の開催スケジュール 5 その他
主な発言	別紙のとおり

発言者	発言内容
	<p style="text-align: center;">－ 開会 － （午後6時30分）</p>
	<p>1 文化・芸術活動への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すぎなみアート応援事業（令和2・3年度）の実施結果について ・審議会の意見を踏まえた「すぎなみアート応援事業」の見直し
文化・交流課長	<p>定刻でございますので、令和3年度第3回杉並区文化・芸術振興審議会を開会いたします。</p> <p>本日はお忙しい中、また、コロナ禍の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症が収束しない中、また、まん延防止等重点措置期間でもありますので、なるべく短時間での進行にご協力いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては会長よりお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。年度末になりまして、忙しくしていらっしゃると思います。</p> <p>では、令和3年度第3回の杉並区文化・芸術振興審議会を開会いたします。</p> <p>まず、事務局から連絡がございましたらお願いいたします。</p>
文化・交流課長	<p>本日は、小林信恵委員、菊地委員、小林真理委員から欠席の連絡を頂いております。</p> <p>初めに、本日配付しております資料について確認させていただきます。</p> <p>資料1、「すぎなみアート応援事業（令和2・3年度）の実施結果」、資料2、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組結果と継承」。資料3は、「新たな基本構想の実現に向けた文化行政の推進について」A4サイズで4枚ございます。資料4は、「令和4年度文化・芸術振興審議会の開催スケジュール」、最後に、参考資料としまして、「杉並区文化芸術活動助成金募集要項（案）」をご用意してございます。</p> <p>不足等ございましたら、職員までお知らせいただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。資料のご説明をいただきましたので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>お手元に次第がございますので、それに沿って進めていきたいと思っておりますけれども、本日の審議会では、次第1、「文化・芸術活動への支援について」、次第2、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組結果と継承について」という2点のご報告をいただいて、委員の皆さんからご意見を頂ければということでございます。</p> <p>本日の審議会では、次第の1、「文化・芸術活動への支援について」の中で、今後の助成金事業の実施についての意見等を各委員から聞いて、来年度の取組についての審議をお願いしたいという申出が事務局からあ</p>

	<p>りました。そのため、未確定情報の内容について審議することになりますので、文化・芸術振興審議会条例第5条第4項により非公開で進めさせていただきます。</p> <p>では、次第1の「文化・芸術活動への支援について」のご説明をお願いいたします。</p>
文化・交流課長	<p>改めまして、すぎなみアート応援事業について、総括ということで、令和2年度、3年度の実施結果についてご報告させていただければと思います。</p> <p>資料1を御覧ください。すぎなみアート応援事業については、感染症が世の中に蔓延し始めたときに、他の自治体に先駆けて、区内で活動する事業者、区内の施設を一体的に支援するという特徴的な取組でありました。国の地方創生臨時交付金も活用しまして、規模も令和2年度に関してはかなり大きく実施できたものと思っております。</p> <p>まず、1点目の「文化・芸術発信の場継続給付金の支給」です。「場を守る取組」と呼んでございまして、こちらが特徴的なのは、持続化給付金を受けた事業者に追加で給付をすることで、申請書の書類準備の手間を軽減し、かなり迅速に支給ができたのかなと思っております。</p> <p>区内の施設の想定は100件程度と見込んでいたところ、令和2年度は95件を承認し、想定に対する達成率は95%となりました。また、令和3年度につきましても98件を承認し、想定100件に対して98%の達成率となっております。施設の分野としては、音楽関係、ライブハウスが非常に多かったというところになっております。</p> <p>持続化給付金は国が申請期間を延長したこともございましたので、年度の途中でこの場の給付金の申請も期間を延ばし柔軟な対応をしたことにより、数件、この延長期間で申請いただいたところもございました。2か年合計で延べ193件、4,330万円の給付をさせていただきました。</p> <p>続きまして、2点目としては「新しい芸術鑑賞様式の支援」ということで、こちらは「活動を守る取組」としてございます。特徴的なのは、区内の劇場施設とか、ライブハウスとか、区内の施設を活用した事業に対して支援を行っているしますので、活動する方がこの助成金を使って活動すると、場のほうにも間接的にお金が動くということになってございます。</p> <p>こちら2年度、3年度と続けて実施し、2年度につきましても600件を想定して、最終的に568件に助成、達成率が94.6%になってございます。分野としては音楽が多かったなという印象です。3年度につきましても、件数としては最終的には78件の助成になっておりますが、こちら達成率としては100%を超えたことと、当初、2回の期間に限って助成を行う予定を、やはり応募が非常に多かったこともございまして、補正予算の審議を経て、3回目を実施したということになっ</p>

	<p>てございます。</p> <p>最後に、「日本フィルハーモニー交響楽団への活動支援」で、日本フィルとは25年以上、区と友好提携関係にあり、これまで公開リハーサルですとか、ロビーコンサート、出張音楽教室だとか、さまざまところで連携して事業を行っていただいております。公演が70公演以上中止となり、当初では令和2年度の年間収支が4億円程度赤字になるのではないかという話もございました。</p> <p>そういった中、活動助成ということで、御覧のとおり、2年度につきましては1公演当たり220万円掛ける6公演、3年度につきましても上限を88万円としまして、合計8公演にこれまで支援をさせていただきました。日本フィルさんの方でも、当然寄附ですとか、さまざまな助成金だとか、恐らく工夫されて、今何とか演奏活動ができていらっしゃると思いますが、その一助になったのではないかなと考えております。</p> <p>私からは以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>コロナの感染症の影響が出てもう2年を超えるという状況になりまして、その時々で素早い対応をしてこのような応援事業が実施されて、効果を上げたということかと思えます。</p> <p>2番の表の一番下の欄に助成額というのが出ていまして、2番だけではないと思えますけれども、活動を守る取組で1億6,000万近くとか、今年度につきましては3,000万近くという、通常とは金額の桁が違うような形での対応がなされたことが非常に特徴的だったのではないかと思います。</p> <p>これは、1番の項目の中に、「実施結果について」というご報告を受けることに続いて、「審議会の意見を踏まえた『すぎなみアート応援事業』の見直し」とありますので、見直しについてもご提案がこの後あるということでしょうか。</p>
文化・交流課長	はい。
会長	では、お願いいたします。
文化・交流課長	<p>続きまして、「審議会の意見を踏まえた『すぎなみアート応援事業』の見直し」ということで、ページ3と書いてあるものがございます。</p> <p>「すぎなみアート応援事業」という名称は、2年度、3年度限りと考えておまして、4年度以降、コロナ禍以前の助成金の名称に戻し、内容としてはコロナ禍を意識した助成金の仕組みということで考えております。これまでこちらの審議会、または部会でさまざまなご意見を頂きまして、そのご意見の一部を反映させていただきましたが、主なものを抜粋しております。</p> <p>例えば1番のアート応援事業では、「守る取組」として、最初は広範囲に支援ができたけれども、財源も限られてくることもあろうかと思うので、内容を少し組み直したほうが良いのではないかというご意見を以前</p>

いただきました。

先ほど会長からもお話がありましたように、当初はかなり規模としては大きく支援を行いました。件数も合計すると600件を超えるような状況でございましたけれども、イベントの開催条件も緩和されて、徐々に事業が実施されていく中で、令和4年度については当初の予算規模に戻しつつ、助成方法についてはこれまでの感染症対策を講じるというのを条件にして実施していければと考えております。

また、2点目につきましても、これは部会で審査の方法として加点ができないかということで内部でも検討しまして、審査基準に「国際的・全国的に認められている活動か」、「杉並の地域で著名な活動か」等々、加点項目を加えております。これは皆様にお配りした参考資料の募集要項（案）の中にも明記されておりますので、応募する方がそれを見て、ご自身が国際的に活躍した経験があるとか、杉並の地域でこういった特徴的な取組をしているとか、そういったところを十分に書いていただければ、審査に生かせるかなという考えで追記をしたところです。

続いて3点目につきましては、申請時に不備の多い事項については、募集要項において注意書きや補足をということで、文化・芸術活動をされている方は、法人化しているところもあれば、なかなか書類に慣れていらっしゃる方も多いという意見をこちらの審議会でも多くいただきました。そういったご意見から、なるべく分かりやすい募集要項にするよう工夫を重ねてきたところでございます。

また、4点目は、コロナで我慢してきたけれども、まだやりたい、だけれどできない、そういった方たちを何とか救えないかというご意見もありまして、今回、募集要項の対象者の範囲を、今までですと、過去実績の範囲は1年、または2年以内の事業を対象としていしましたが、コロナの影響が2年以上続いておりますので、3年という大きなスパンをとって、その中で2回以上の事業を行った実績を対象とするよう、4年度は見直しを行ったところです。

5点目につきましては申請期間ですけれども、来年度、1回きりということもございまして、これまでの1か月間から2か月間に広げて行う予定でございます。

最後に、助成金を受けた事業の好事例をうまく発信してみたいというご意見を頂きました。こちらは、令和2年10月から、区がNPO法人と協働して作成したスギナミ・ウェブ・ミュージアムというホームページなどに、今回助成金を受けた団体の活動のインタビュー記事を載せるとか、文化・芸術情報誌の「コミュかる」を区で発行していますので、そこに承認団体の方の協力を頂きながら特集を組むというようなことも考えております。ただ助成金をお渡しして終わりということではなくて、しっかり区と関係を持ちながら、うまく活躍の場を広げられるような後押しといったことにも取り組んでいきたいと思っております。以上です。

<p>会長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>これはご意見を伺ってと思います。いろいろ工夫がされていることはご説明の中でありました。コロナの感染症がどうなるか分からないという、いわば有事の対応から平時にということに戻りつつありますけれども、以前のような形に戻るのではなくて、コロナ対応も生かしながらとお考えになっていることのように受け取りましたけれども、何か来年度の「すぎなみアート応援事業」は「文化芸術活動助成金」という名称になりますね。変更点が6点書いてありますけれども、これを見て、あるいはこれ以外にでも、ご意見、感想等はございますでしょうか。お気づきの点があれば、一言ずつお話しただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>やはり一番よかったのは、スピード感を持って杉並区が対応したことの効果について、私もいろんな方々から伺いましたが、ものすごく評価が高かったなと感じられました。コロナ禍という中でこういう取組をしたことによって、逆に芸術の必要性を再認識できたのではないかなという気がしております。それは非常に効果として挙げられるのではないかなということ。</p> <p>それから、新たな分野として、やっぱり映像というものが入ってきたことがこの「アート応援事業」という形の取組の1つの成果で、これをどう育てていくかというのももう1つ課題としても上がるかなという感想を持ちました。</p> <p>逆に見直しの点ですが、「すぎなみアート応援事業」という非常にストレートなタイトルのインパクトは良かったなという気がします、それを先ほどの新たに映像などの取組が入ってくることを踏まえて、もとのタイトルに戻さず、もしかしたら何か新しいタイトルの創設があってもいいのではないかなという気も少しだけいたしました。</p> <p>あと、発信についてとてもありがたかったなと思っておりますが、実を言うと、私は学校運営協議会委員をやっております、なかなか若い委員が生まれないので、担当している学校で大学生の委員を起用したのですが、それを12月の「すぎなみビト」の映像取材で発信をしたところ、来年度に大学生の委員の応募、若い人の応募があったと聞きましたので、うまく映像等使えるツールを使って、やっぱり好事例のものを発信していくと、これからの取組のヒントと新しい部分の開拓になっていくのではないかなという感想を持ちました。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>新しい視点といいますか、行政の側の提案とは真逆の、新しいタイトルをつけてはどうかというご提案を頂いて、ありがとうございました。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、やはりこのアート応援事業というのは、特に令和3年度からは文化庁のほうも「ARTS for the future!」で、新年度もまたその2が出るということで、プロの事業の方はかなりそれで事業が回ってくるのも1つあると思いますので、いろんな地域の団体の人がこういった活動をしていくのをきめ細かく支えるということでは、これはすごくいい取組</p>

	<p>だったのではないかなと思っております。</p> <p>今お話がありましたけれども、いろんな団体も含めて、どこも今までやってきた人たちが高齢化して、次の世代にどうバトンタッチしていくのが大きな課題となっております、そういった意味では、ネーミングは確かにこの「文化芸術活動助成金」がいいのか、「アート応援」がいいのか、その辺は若い人たちも含めてという視点では、いたく私も共感したところです。以上です。</p>
会長	<p>「すぎなみアート応援事業」というのは、ちょっとスペシャルな感じがあったわけですね。緊急対応的な。</p>
文化・交流課長	<p>そうですね。</p>
会長	<p>ということですね。後で皆さんのご意見を伺えればと思いますが。</p>
委員	<p>本当にコロナの中でこういった支援ができたことはとてもよかったなと思っております。</p> <p>この参考資料の募集要項(案)を見させていただいて、「助成金のQ&A」がついているのがとてもいいなと思いました。この場合は当てはまる、当てはまらないというのをつけていただいているのはとてもいいかなと思っております。</p>
会長	<p>いろいろ工夫はされていますよね。この見直しのところで、この審議会なり部会が出てきた意見を取り上げていただいているということで、その点でも大変ありがたいと思っております。</p>
委員	<p>前の3委員がおっしゃったこととほぼ同じですが、この杉並の支援というのは、横で国なり都なりの支援を常に参照しながら、それとうまく連動させるのか、あるいはちょっと違った分野にいくのかということこれから考えていく必要はあると思います。コロナ以降、基礎自治体の役割は非常に大きくなっていると思いますが、そういう中でしっかりとポリシーを持った助成として続けられていくといいと思っております。</p> <p>今、現行案については基本的な大きな考え方の方向性としては妥当な方向ではないかと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>プロの美術作家64名で永福の和泉地区区民センターで「杉並区 2021 美術作品展」を行いましたけれども、10月28日から11月6日の10日間の間に、何と入場人員が711名来られました。</p> <p>今後も活動をしていくわけですが、この成功を踏まえて、今の観覧者を見ると、やっぱり高齢者が多く、若い人たちが来ないことが一番大変なので、これから若い人たちも呼び込むためにアニメを今度企画にいれてみようという検討をしています。</p>
会長	<p>貴重なご報告をありがとうございました。</p>
委員	<p>毎年、それぞれ更新しながらご工夫の後を拝見することができます。その中で、対象者、団体要件、個人要件と書いてございますが、団体の運営維持費は対象外経費ということが、先ほどの文化庁</p>

	<p>の助成金（AFF）も同様ですが、でき得れば何かの補助金助成事業で、運営団体も対象とするような枠組みができないのかなと常に考えております。</p> <p>現状、AFFでもさまざまな読み替えを行いながらその枠に当てはめるという作業をしていますが、それをやっているという方針に合わないようなことも多々ございますので、全ての運営維持費が認められるものではないとは思いますが、何かの助成で、その対象事業に対する運営維持費ないしは人工が認められるような施策を作っていただければとてもありがたいと思っております。</p>
会長	<p>規模がさほど大きくない助成金ではありますが、いろいろ工夫をして使いやすくということでお考えいただいているという特徴もありますので、今後もそういうところが生かされて、新しい方式ができるといいなと思っております。</p> <p>ネーミングをどうするかということについては、今後どこかで議論されますか。</p>
文化・交流課長	<p>ネーミングについては私個人もかなり気に入っていたものもありまして、少し悩ましいなと思いつつも、会長がおっしゃったように、コロナ禍特有のというのもございまして、一旦事務局で検討はさせていただきます。</p> <p>そのほかのお気づきの点がもしあれば、今週中にご意見、メール等でもいいので、お寄せいただければと思いますので、よろしく願います。4月1日には公表したいと思っております。来週早々にはホームページに上げる段取りを組む予定もございまして、短い期間ではございますけれども、また何かあればご意見をお寄せいただければと思います。</p>
会長	<p>そういたしますと、次第2に移りたいと思っておりますが、こちらの説明をお願いいたします。</p>
	<p>2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組結果と継承について</p>
文化・交流課長	<p>私から「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組結果と継承について」ということで、資料2を御覧いただければと思います。これは東京2020オリパラ大会を契機に生まれた各種事業についてのご報告でございます。</p> <p>杉並区は東京2020大会における文化プログラムにおいて、目指す大会遺産、レガシーとしまして、「未来へ繋がる感動や体験」と定義し、スギナミ・ウェブ・ミュージアムの開設ですとか、区民との協働による和文化の発信等に取り組んでまいりました。令和4年度はこれらの事業を継承して発展していくことを考えておりました。当審議会でのご意見も踏まえつつ、これから申し上げる事業について取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>まず1つ目ですが、令和2年10月にインターネット上の仮想美術館</p>

「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」を開館いたしました。2020年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となりまして、それに伴って和文化発信の「BATA ART EXHIBITION」と連動している阿佐谷七夕まつりも中止を余儀なくされました。このようなコロナ禍の中、和文化発信の仕方を模索していく中で、区民参加型の自由会議である「アート・ファン・ミーティング」からウェブ・ミュージアムが発案されたのが経緯となっております。

昨年、令和2年の12月から令和3年11月末まで約1年間かけて、荻窪ゆかりの世界的版画家である棟方志功さんのデジタル展示を行いました。180点余りの作品を展示しまして、アクセス数も多く、非常に好評の展示だったのかなと思っています。そのほかには、昨年の10月から今年の3月末までU22クリエイター展ということで、区在住・在勤・在学中の中学1年生から22歳の若年世代を対象にしたアートデジタル展を実施しました。実際応募があった22組の作品について、5名の審査員による公開選考会を行いまして、著作権の関係でどうしても載せられない作品以外、最終的に20組の作品をデジタル展示したところでございます。

また、令和3年の8月から11月まで、ホストタウンとして杉並区が関わった「ウズベキスタン・パキスタンの世界」をテーマに、かるたをモチーフに展示を行ったものもでございます。

そのほか、ウェブ・ミュージアムでは常設展、企画展、区民展の3つの柱を持っておりまして、令和4年度につきましては少しコロナが落ちついたという前提ではございますけれども、このウェブ・ミュージアムのウェブという状況とリアルな展示、そういった場を融合させたものを考えております。例えばですけれども、今年の5月から10月末まで、マイなみすけ展を行う予定です。なみすけは区の公式キャラクターですけれども、誕生から15周年を迎えておりまして、現在、区民の方からなみすけの絵を募集しています。応募された絵を集合させて、最終的にピクセルモザイク画を作成しまして、デジタル上でも展示し、その作品の一部を実際に区役所2階の区民ギャラリーでも展示していくことを考えております。

そのほかは、7月1日から約半年ほど、阿佐ヶ谷住宅の記憶展を開催する予定となっております。こちらは集合住宅の傑作とも称された阿佐ヶ谷住宅を題材としておりまして、貴重な元居住者の方の記憶ですとか、区内に保管されていたテラスハウスの建具や部材、住宅をCGにより再現します。ウェブとリアルを融合させて、リアルでは区役所2階の区民ギャラリーでパネルとともに建材の展示を行う予定となっております。

続きまして、和文化を楽しむアート展ということで、これまで好評であった和文化やアートに気軽に親しむことができる子ども向けのワーク

	<p>ショップを毎年8月頃に実施していますが、こちらの実施場所についても区内全域に広げて実施していく予定となっております。</p> <p>3つ目としまして、アートサポーターの育成と区民ボランティアの募集を実施いたしました。アートサポーターというのは、地域課が行うすぎなみ地域大学の中で講座を組み立てて、講座受講生の方にはアートサポーターとして登録できるようにしております、現在、30名を超える方がこの協働事業の下支えを行っているところです。こちらは、一般財団法人杉並区交流協会及び杉並区ボランティアセンターとも連携しまして、本大会に向けての登録制の区民ボランティアの募集を行い、現在まで延べ1,400名を超える方が登録をしているような状況です。</p> <p>この令和4年度もアートサポーターとともに、「アート・ファン・ミーティング」を開催する予定となっております、このミーティングでは、区内のアートの発展を題材にした議論等、自由な意見交換を行っております。月1回程度行っております、どなたでも参加できますので、もしご興味があればご参加いただければと思います。この「アート・ファン・ミーティング」においては、新たな取組として著作権について学べる講座ですとか、参加者の作品紹介も兼ねたワークショップなどを実施しております。</p> <p>最後に、交流自治体「南相馬市」と連携しまして、今回のオリンピックが東日本大震災からの復興をテーマに掲げていたため、区では交流自治体である南相馬市と連携し、南相馬市のシンボルである「武者」をプロの漫画家やイラストレーターの方に描いていただいて、「武者絵展」を各所で開催し、6,000名以上の方に来場いただいたところでございます。</p> <p>この文化プログラムについては、大会が終了したからといって終わりではなくて、審議会の委員の皆様のご意見も踏まえながら、今後につながるような文化プログラムを継続、発展していけるように考えております。</p>
会長	<p>ご報告ありがとうございました。</p> <p>これは、オリパラに向けて平成29年から文化プログラムとして予算の枠組みができたということですか。</p>
文化・交流課長	はい、そうです。
会長	ちなみにこの文化プログラムの令和4年度の予算額はいくらですか。
事務局	協働事業として、このウェブ・ミュージアムと和文化発信とボランティアの活動で、346万円ほど協働負担金としてはついております。
文化・交流課長	協働事業ですので、民間の事業者、NPO法人の負担も当然でございます。
会長	なるほど。いろんな枠組みでできている、いろんな要素が組み合わさって文化プログラムになっているということですね。
文化・交流課長	おっしゃるとおりです。

<p>会長</p>	<p>分かりました。</p> <p>今のご説明について何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。特によろしいですか。</p> <p>では、ご報告いただいたということで、ご了解いただいたと思います。</p> <p>次の項目をお願いいたします。</p>
<p>文化・交流課長</p>	<p>3 新たな基本構想の実現に向けた文化行政の推進について</p> <p>続きまして、資料3を御覧いただければと思います。</p> <p>「新たな基本構想の実現に向けた文化行政の推進」ということで、こちらの審議会でも基本構想やそれに関連する計画について少しお話しさせていただいたこともあるかと思えますけれども、そちらについて改めてご報告させていただければと思います。</p> <p>改めまして、平成24年に策定した基本構想ですけれども、令和3年度末に終期を迎えることから、これまで公募区民、区内団体、学識経験者、区議会議員の総勢42名から成る基本構想審議会を設置しまして、1年余りの審議期間を経て、新たな基本構想が今年の10月15日に区議会にて議決されたところです。新たな基本構想では、おおむね10年程度の将来を展望した杉並区の目指すまちの姿を「みどり豊かな住まいのみやこ」とし、その実現に向けて取り組むこととしています。こうした中、区の文化行政については、計画的な推進を図っていくということでご紹介させていただきます。</p> <p>2ページ目を御覧いただければと思います。</p> <p>こちらは総合計画の抜粋となります。総合計画では、新たな基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋について、長期的な視点に立って示す計画で、8つの分野ごとの将来像を具体化するため29の施策を記載しております。そのうち文化・スポーツ分野では、「文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち」を目指しておりまして、施策27として、「多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進」について計画しています。</p> <p>「施策の現状と課題」では、「文化の拠点である杉並芸術会館（座・高円寺）及び杉並公会堂で、多様な文化・芸術活動が実施され、区民が生涯を通じて文化・芸術に触れられる機会を提供することが必要です」、また、「区内の文化・芸術事業者が、魅力的な事業を安定的に実施できるよう、継続性のある活動支援が求められています」。</p> <p>「計画最終年度の目標」としましては、誰もが気軽に文化・芸術に親しめる環境が整い、多様な文化が育まれる状況としています。</p> <p>また、「目標に向けた施策指標（成果指標）」として、過去1年間に1回以上、文化・芸術鑑賞をした区民の割合、これはオンライン配信を含みますけれども、その指標としては、区民意向調査によりますと、令和2年度67.6%でしたけれども、おおむね10年後の令和12年度に</p>

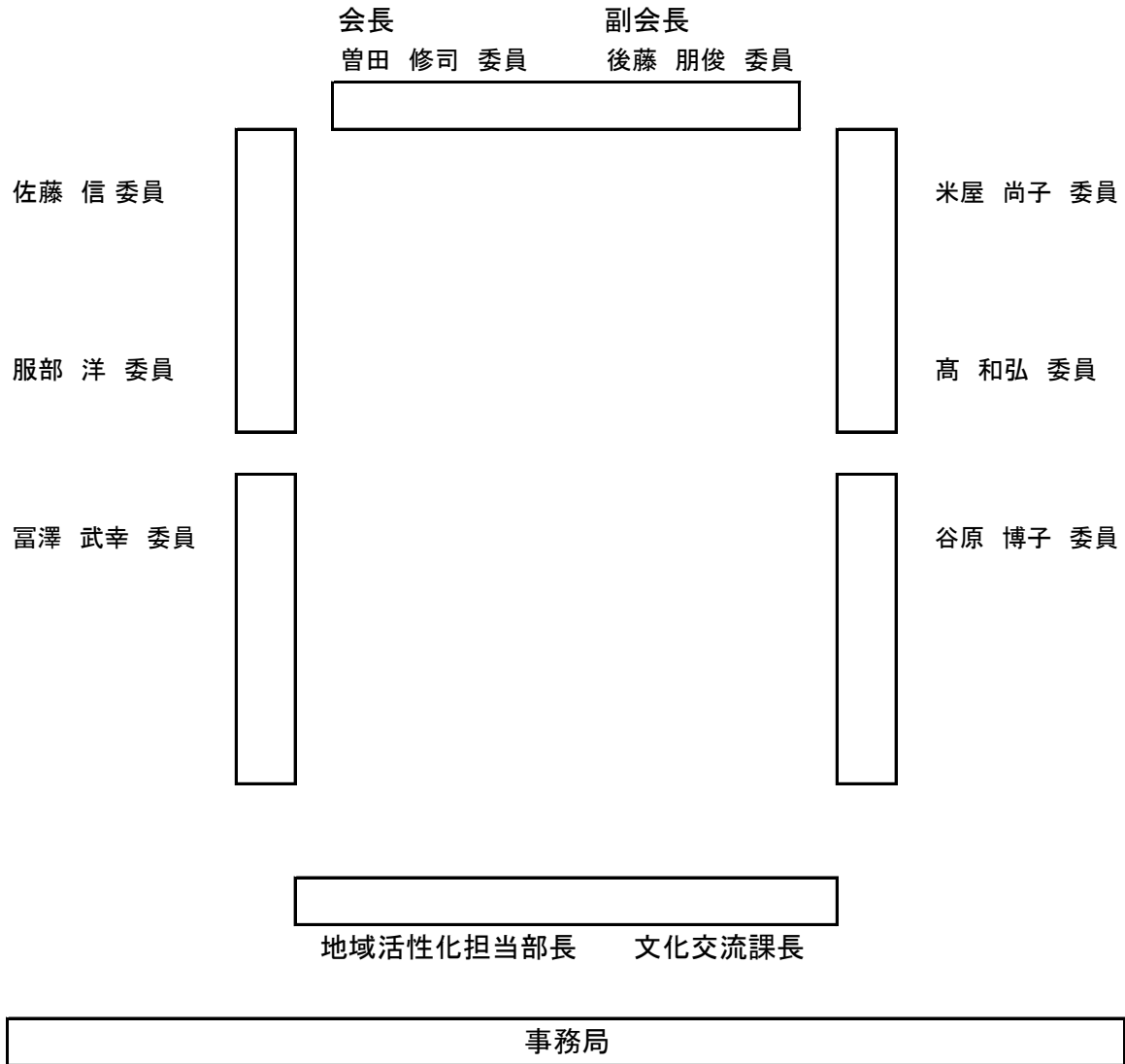
	<p>は80%にすることを目標としております。</p> <p>次に、3ページ目を御覧ください。</p> <p>杉並区実行計画では、総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組事業を具体的に明らかにして、財政上の裏づけを有する計画となっております。</p> <p>総合計画の施策の27の「多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進」のために、「文化・芸術活動の創造と発信」と「文化・芸術活動の支援」について、3か年の実行値等を記載し、計画しております。こちらにも、文化の拠点である杉並芸術会館（座・高円寺）及び杉並公会堂で、指定管理者やPFI事業の独自のノウハウを生かした施設運営を行い、周辺地域のにぎわいの創出につなげるとともに、多世代で楽しめる舞台芸術や良質な音楽を提供することとしております。</p> <p>また、日本フィルハーモニー交響楽団様との友好提携に基づきまして、区役所ロビーコンサートや公開リハーサルなどの提携事業も引き続き実施していきます。さらに、先ほどご紹介しました、NPO法人との協働により運営する「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」や文化・芸術活動に関する情報誌「コミュかる」の発行により、効果的な情報発信を図っていくこととしております。</p> <p>最後に、4ページ目を御覧いただければと思います。</p> <p>この4ページ目は、杉並区協働推進計画の抜粋となっております。この計画では本格的な超高齢社会の到来ですとか、地域課題が複雑化・高度化していくことが予想される中、地域に開かれた多様な主体がつながる新たな協働の仕組みを形づくるとともに、これまで行ってきた協働の取組を一層深化させるための計画となっております。</p> <p>こちらは、先ほど申し上げましたNPO法人チューニング・フォー・ザ・フューチャーとの協働事業について3か年の事業内容を計画しております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>何かお気づきの点はありますか。あるいは質問とか。</p> <p>これは、基本構想の実現に向けて、総合計画と実行計画と協働推進計画等があるのですね。</p>
文化・交流課長	はい。
会長	それはどういう関係性になるのでしょうか。どれかがどれかの一部であるとか、そういうことですか。
文化・交流課長	基本構想というのは区政運営を行う際の大元となるものです。それに対して、総合計画というのが下支えするための計画になります。さらに実行計画というのが、財政上の裏づけを持って、より具体的に示したもののという関係性になっております。
会長	それで、実行計画のところに3か年の実行値等の記載があるわけですね。

文化・交流課長	そうです。
会長	その施策27というのが文化・芸術関係であるということですね。
文化・交流課長	そうです。
会長	多文化交流というのは実行値等の目標設定がありますか。
文化・交流課長	多文化交流については、「国際・国内交流事業参加者数」というところで国際・国内交流に参加された方を数値化しております。令和12年度に6,000の方が年間で国際・国内交流事業に参加するということを目標にしております。
会長	その数は杉並区在住者ということですか。あるいは来訪者も含むということですか。
文化・交流課長	杉並区が行う事業は、基本的には杉並区民を対象にしておりますけれども、事業によっては不特定多数、例えば「まるごと台湾フェア」というのがありますが、入り口で杉並区民以外を断ることはありませんので、数値のとり方としてはなかなか難しいことあるんですけども、基本的には杉並区民中心というふうに捉えていただいて大丈夫かと思えます。
会長	何かお聞きになりたいこととか、ご意見はございますでしょうか。
委員	これは、今後ともオリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムという枠組みになるのか、それともこれを継承していく場合に何か今構想をお持ちですか。
文化・交流課長	基本的にはレガシーということで、オリパラを契機に生まれた、例えばウェブ・ミュージアムですとか、「BATA ART EXHIBITION」とか、そういったものを協働事業の中でしっかり位置づけてやっていくということなので、ずっと東京2020という冠をつけて前面に出すというのは確かに難しい部分もあるかと思えますけれども、とはいえ、やはり東京2020をきっかけに生まれた事業というのは生き続けていくのかと思っております。
委員	やはり事業ごとによって大分内容が、これから展開が違ってくると思えます。美術館の運営というような経常性とか、日々更新していかなくちゃならない事業とか、事業ごとに少し整理をしておかないと、そのうちなくなっちゃうというのが一番残念なので、この辺で立ち上げたものについてどう継承していくかということについて、具体的な枠組みの検討はもしかしたら必要かもしれないというふうに伺っていて感じました。
文化・交流課長	はい。ありがとうございます。
委員	事業内容が違うので、どうやって引き継いでいくかということは考えたほうがいいかなと思いました。以上です。
会長	この杉並区文化・芸術振興審議会で、ある文化プログラムを対象にして何年間で評価をするというようなことはあり得るのですかね。
文化・交流課長	そういう意味では、この実行計画の中で、例えばスギナミ・ウェブ・

	<p>ミュージアムの運営・発信については位置付けておりますので、この3年間については少なくとも計画に沿って実行される場所ではあるのですが、この審議会において評価をどうするかというのは、また別の話になってしまうかもしれないなというところがあります。ただ、今ですと年3回審議会を行っておりますけれども、進捗については都度報告させていただいて、その中で審議いただくといえますか、ご意見を頂くということは可能かと思えます。</p>
会長	<p>今、毎年の実施しているプログラムをご説明いただいて意見を言うという形なので、毎回毎回評価をしているということではあると思うのですが、新しく何かを始める時とか、スクラップ・アンド・ビルドで何年か経ったときに見直しをするとかいう時に、この文化・芸術振興審議会の役割がどうなるかというのがちょっと定まっているといいかなという気がしましたので、お聞きしてみました。</p> <p>では、これについては今ご意見等を頂いて、ご了解いただいたということにいたします。</p> <p>では、次の項目をご説明ください。</p>
	<p>4 令和4年度 文化・芸術振興審議会の開催スケジュール</p>
事務局	<p>事務局から説明させていただきます。</p> <p>来年度の審議会ですが、計3回を予定しております。第1回につきましては、7月中に開催できればと考えております。内容は、審議会委員の方々の委嘱、また、区の文化振興施策の概要、令和4年度の文化事業の取組状況について、最後に、区制施行90周年に向けた文化事業の取組についてご報告したいと思っております。</p> <p>続きまして、第2回は11月中に実施予定で、内容については、令和4年度の文化事業の取組状況、90周年の取組状況についてご説明します。</p> <p>そして、3回目は来年3月に予定しております。開催スケジュールとしては以上でございます。</p>
会長	<p>この開催スケジュールの予定をご説明いただきましたけれども、何か質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、その他ということよろしいでしょうか。お願いいたします。</p>
事務局	<p>今回、審議会委員の任期につきましてご説明させていただきます。</p> <p>審議会委員の任期につきましては、令和2年7月1日から2年間ということで、令和4年6月30日までとなっております。次の審議会の開催が7月を予定しておりますので、現審議会につきましては今回をもって一区切りとなりますので、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>次年度以降の審議会の委員につきましては、現在、人選も進めているところでございますけれども、今後、個別にご相談させていただきたいと考えております。委嘱依頼など、こちらの事務手続を進めてまいりま</p>

	<p>すので、その際、大変恐縮ですけれども、個々に必要な文書などがございましたら、こちらとご連絡をとらせていただけたらと思います。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、予定された議題は以上だと思いますが、副会長にご意見を聞き忘れたので、何かございますか。</p>
副会長	<p>まず、日本フィルを代表いたしまして、このコロナ禍にあつて、区からのご支援、区民の方のご支援を頂いたことに本当に感謝申し上げます。文化・交流課長からおっしゃっていただいたように、本当に大変な時期、もう解散ということに直面しましたが、我々、杉並に来る前はずっといろんなところで活動して、不安定な状況の中で芸術をやるという、そういう中で音楽をしていかなきゃいけないというのは大変な苦勞だったのですけれども、杉並区と区民の皆さんのご理解でここがホームグラウンドになりまして、本当に我々は安心して演奏活動ができるようになりました。さらに、このコロナで大変なときにも区の方がいろんなことで日本フィルに支援をしてくださったことに、先ほどの助成ではないですけれども、柔軟に対応していただいて、今こうやって演奏活動ができておりますので、本当に区と区民の方に感謝したいと思っています。</p> <p>この審議の内容についてですけれども、我々、日本フィルもいろいろご支援を頂いて、もちろんそれに対して区民ですとか、区にどう波及していくか、我々がやっていることがどういう効果があるのかということ、審議の中にもありますけれども、いつもここが何となく私が見ていると、日本フィルもそうですけれども、そういうところをもう少し一ひねりしないといけないのかなと感じています。</p> <p>助成を受けた多くの方は、自分たちのやろうとしていることはものすごく分かるのですけれども、支援を受けている以上は、そこに対してどういうふうに戻していけるか、関わられるかということをもう少し自分も含めて考えていかななくてはいけないなと思っています。杉並区はいろいろな文化活動をするには、若い人にとってもものすごくやりやすいというか、いろんなことがチャレンジできる区だなと思っていますので、それに対して我々も努力していきたいと思っています。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、今日はこれで終了してよろしいでしょうか。</p> <p>では、どうも貴重な時間を頂戴しまして、ありがとうございました。以上で終了します。</p>
	<p>－ 閉会 － (午後7時30分)</p>

第3回杉並区文化・芸術振興審議会 席次表



令和3年度 第3回 杉並区文化・芸術振興審議会 次第

令和4年3月17日(木)午後6時30分～
区役所教育委員会室

- 1 文化・芸術活動への支援について
 - ・すぎなみアート応援事業（令和2・3年度）の実施結果について
 - ・審議会の意見を踏まえた「すぎなみアート応援事業」の見直し

- 2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組結果と継承について

- 3 新たな基本構想の実現に向けた文化行政の推進について

- 4 令和4年度 文化・芸術振興審議会の開催スケジュール

- 5 その他

【配布資料】

- 資料1 : すぎなみアート応援事業（令和2・3年度）の実施結果
資料2 : 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組結果と継承
資料3 : 新たな基本構想の実現に向けた文化行政の推進について
資料4 : 令和4年度 文化・芸術振興審議会の開催スケジュール
参考資料 : 令和4年度 杉並区文化芸術活動助成金募集要項（案）

すぎなみアート応援事業（令和2・3年度）の実施結果

コロナ禍においても、区民等が文化・芸術を楽しむことができる環境の確保をできるよう、文化・芸術活動を実施する区内施設及び区内で活動する事業者を一体的に支援することを通じて、国の地方創生臨時交付金も活用し、3つの支援事業を実施しました。

1 文化・芸術発信の場継続給付金の支給 【場を守る取組】

感染症対策を講じながら文化・芸術を発信する区内施設運営事業者へ給付金を支給しました。

区分		令和2年度（第1弾）	令和3年度（第2弾）
【場を守る取組】 文化・芸術発信 の場継続給付金	対象者	区内文化施設の運営事業者	
	募集期間	令和2年6月18日～令和3年3月1日	令和3年4月1日～7月30日
	助成額	1施設当たり (個人)20万円、(法人)40万円	1施設当たり (個人)10万円、(法人)20万円
	件数 (実績/想定)	95件/100件 達成率95%	98件/100件 達成率98%
	分野	劇場9件 ライブハウス52件 ホール3件 ギャラリー28件 映画館等3件	劇場10件 ライブハウス34件 ホール3件 ギャラリー31件 ライブバー17件 映画館1件 能楽堂1件 ジャズバー1件
	助成額	2,860万円	1,470万円
総括	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、国の持続化給付金を給付要件とし、事業者へ迅速に給付することができた。また、持続化給付金の申請期間延長に伴い、延長するなどの柔軟な対応を図った。 令和3年度については、当審議会の意見を踏まえ、国の持続化給付金を給付要件とし、同給付金事業を引き続き実施した。 こうした取組により、2か年合計で延べ193件(4,330万円)の給付をした。 		

2 新しい芸術鑑賞様式の支援 【活動を守る取組】

文化・芸術関係者が活動を再開・継続し、区民が安心して芸術を鑑賞できるよう、感染症対策を講じて実施する文化・芸術活動事業に対して、その事業に係る経費の一部を助成しました。

区分		令和2年度（第1弾）	令和3年度（第2弾）
【活動を守る取組】 新しい芸術 鑑賞様式の支援	対象者	いずれかに該当する個人又は団体 (①区内で活動実績があること、②区民又は区内に活動拠点を有する団体)	直近2年以内に、区内で2回以上の活動実績を有する区民または区内団体
	募集期間	①6/18～7/31、②8/17～9/4、 ③9/23～10/23	①4/1～4/28、②7/20～8/20、 ③10/15～11/15
	件数 (実績/想定)	568件/600件 達成率94.6%	78件/75件 達成率104%
	助成額	・募集件数 ①300件、②150件、③200件程度 ・1事業当たり 上限30万円(補助率10/10)	・募集件数 ①～③ 各25件程度 ・1事業当たり 上限40万円(補助率2/3)
	分野	音楽333件、映像11件、演劇73件、 伝統芸能25件、美術45件、舞踊41件、 その他40件	音楽35件、映像3件、演劇13件、 伝統芸能6件、美術10件、舞踊3件、 その他8件
	助成額	1億5,923万円	2,982万3,000円(見込み)

総括	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、申請期間を複数回設けることで事業者が事業計画を立てやすくなるよう、当初2回を予定していた募集期間を3回に変更し実施した。 ・令和3年度は、上半期2回の応募数250件に対して承認件数が50件のみであったため、補正予算の審議を経て、下半期に25件程度の追加募集を行った。 ・こうした取組により、2か年合計で延べ646件(1億8,905万3,000円)の助成を実施した(見込みを含む)。
----	--

3 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団への活動支援

区と友好提携関係にある日本フィルハーモニー交響楽団による公演へ助成を行いました。

	令和2年度			令和3年度		
内容	1公演当たり上限220万円を助成			1公演当たり上限88万円を助成		
助成実績	公演日	入場者数	助成額	公演日	入場者数	助成額
	8月30日(日)	389人	各220万円	7月1日(木)	408人	88万円
	9月27日(日)	449人		7月27日(火)	844人	
	1月20日(水)	386人		9月24日(金)	449人	
	3月20日(土・祝)	442人		11月20日(土)	363人	
	3月28日(日) 2公演	594人		12月25日(土)	903人	68万8,000円
				3月8日(火)	397人	88万円
			3月21日(月) 2公演	—	各88万円 (見込み)	
合計	6公演	2,260人	1,320万円	8公演	3,364人	684万8,000円 (見込み)
総括	<p>日本フィルは、令和2年度にコロナ禍の影響により70公演以上の公演が中止となり、令和2年度の年間収支が約4億円の赤字見込みとなった。公益財団法人としての存続が一時危ぶまれたが、上記の区の支援が一助となり、コロナ禍においても演奏活動を継続できている。</p>					

※緊急事態宣言の発出により、令和3年5月9日の公演は中止。

審議会の意見を踏まえた「すぎなみアート応援事業」の見直し

NO	審議会での意見要旨	見直した内容・検討した内容
1	令和2年度第2回審議会/令和2年11月30日	<p>感染症の拡大に伴い、予算規模を拡充し、より多くの活動団体がコロナ禍でも文化芸術活動を継続できるよう助成方法等を変更し、これまで600件を超える助成を行ってきました。</p> <p>イベントの開催条件も緩和され、徐々に事業も実施されるようになってきた中で、令和4年度は当初の予算規模に戻しつつ、助成方法についてはこれまでの感染症対策等を講じることを条件に区民が安心して芸術鑑賞できる環境確保を図り、多様な表現が区内で行われるよう支援していきます。</p>
	<p>すぎなみアート応援事業では、「守る取組」として、非常に広範囲の方々に支援ができたというのは大きな成果だったと思います。区内にあるライブハウスや、小さな劇場等が活動を継続できたことは意義があったと思いますが、ただ、今後、その財源が限られてくるといったときには、少し絞った形でプログラムを組み直したほうがよろしいのかなという印象を持っています。</p>	
2	令和3年度第3回部会/令和3年9月27日	<p>令和3年度の第3期（「活動の支援」）から、募集要項の「審査の基準」に、加点項目として、「国際的・全国的に認められている活動か」「杉並の地域で著名な活動か」「杉並の地域資源・文化資源を活かした活動か」「社会貢献など芸術文化活動の新しい社会的な要素があるか」「コロナ禍において新しいチャレンジをしているか」の項目を追記しました。</p>
	<p>審査委員が、事業内容を見て、より優れた団体に加点できるような審査項目を追記するべきではないでしょうか。</p>	
3	令和3年度第3回部会/令和3年9月27日	<p>令和3年度第3期（「活動の支援」）から、団体要件欄で不足箇所が多かった「組織」について、募集要項において、「総会等の内容や開催時期・意思決定プロセス等が明記されていること。」等の文言を追記しました。</p>
	<p>申請時に似たような不備の多い事項については、注意書きや補足を追記してはどうでしょうか。</p>	
4	令和3年度第3回審議会/令和3年12月23日	<p>令和4年度から、募集要項の「対象者」の範囲を、直近2年以内に区内で2回以上事業を行ったものから、コロナ禍以前の活動も対象となるよう「直近3年以内に2回以上事業を行ったもの」に変更します。</p>
	<p>コロナ禍で活動を今まで我慢してきたけれど、またやりたい、頑張っ活動したいという方たちも実は増えているのではないかなと感じました。</p>	
5	令和3年度第3回審議会/令和3年12月23日	<p>令和4年度から、募集期間を1カ月間から2か月間に広げて募集します。</p>
	<p>申請者が、提出書類を作成する時間を長く設けるなど、よりアピールできる方法があればいいのですが。</p>	
6	令和3年度第3回審議会/令和3年12月23日	<p>各種関連ホームページ等にすぎなみアート応援事業の承認団体の協力を得た上で、コロナ禍において取り組んだ内容等を掲載していく予定です。</p>
	<p>助成金を受けた事業の好事例をうまく発信していくということが必要だと思います。</p>	

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組結果と継承

区では、当審議会の意見を踏まえ、平成 29 年度に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの取組（以下「取組」という。）」を策定（平成 30 年度改定）し、東京 2020 大会（以下「大会」という。）を契機とする以下の事業に取り組みました。令和 4 年度は、これらの事業を継承し、発展させていくため、当審議会のご意見も踏まえつつ、以下の事業について取り組んでいきます。

（1）スギナミ・ウェブ・ミュージアムの開館

令和 2 年 10 月にインターネット上の仮想美術館「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」を開館しました。恒常的に区の文化・芸術を紹介する「常設展」、杉並区の魅力を広く発信する「企画展」、区民の文化活動の発表の場として貸し出しを行う「区民展」の 3 つの展示を柱とし文化・芸術に関する情報を発信しています。

【これまでの主な展示】

- 荻窪ゆかりの世界的版画家・棟方志功を知るビギナー向け展示
(令和 2 年 12 月 15 日～令和 3 年 11 月 30 日)
- U22 クリエイター展
(令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)
- かるたで広がるパキスタン・ウズベキスタンの世界
(令和 3 年 8 月 2 日～11 月 10 日)



【令和 4 年度の取組】

現在は、常設展・企画展・区民展の 3 つを柱とし展示を行っていますが、令和 4 年度は、新たな試みとしてウェブとリアルを融合させた展示を行っていきます。

● 【企画展】マイなみすけ展 展示期間：5 月 1 日～10 月 30 日

誕生から 15 周年を迎えた、区公式アニメキャラクター「なみすけ」を題材とした展示です。参加型の展示を目指し、区民からイラスト、写真、ぬり絵などを募集しています。応募があった作品にてピクセルモザイク画を制作するとともに、作品の一部を、区役所 2 階区民ギャラリーでも展示していきます。



● 【企画展】阿佐ヶ谷住宅の記憶展 展示期間：7 月 1 日～令和 5 年 1 月末



集合住宅の傑作とも賞された阿佐ヶ谷住宅を題材とした展示です。貴重な元居住者の記憶、区内に保管されていたテラスハウスの建具や部材、住宅の CG での再現を展示します。また、区役所 2 階区民ギャラリーではパネルとともに建材現物を展示します。

(2) 区民との協働による和文化発信に向けた取組



平成 29 年度から、地域の NPO 法人等と連携・協力し、地域の特色を生かしたアート展「BATA ART EXHIBITION」を開始しました。イベント名は、「七夕（バタ）」×「川端（バタ）通り」×「道端（バタ）」に由来しており既に地域に根付いている催しを補完するような企画にしたことで、大会後も、地域で活動を支えていくことができる体制となっています。

【令和 4 年度の取組】

文化プログラムにおける取組の一環として、地域の NPO 法人や区内を中心に活動しているアーティストと連携し、地域の特色を生かしたアート展「BATA ART EXHIBITION」に取り組んできました。令和 4 年度は、これまでの取組を踏まえ、開催時期を秋期に変更し、より「和文化」を楽しむことができるアート展としていきます。また、好評であった和文化やアートに気軽に親しむことができる子ども向けワークショップについては、実施場所を区内全域に広げて実施していく予定です。

(3) アートサポーターの育成とボランティアの募集

すぎなみ地域大学にて、アートに関する知識・経験を積み、区の文化芸術活動を下支えする役割を担う「アートサポーター」(33 人)の育成に取り組みました。また、一般社団法人杉並区交流協会及び杉並区ボランティアセンターと連携し、大会に向けて「区民ボランティア」の募集にも取り組みました(1,474 人)。今後は、区制施行 90 周年記念事業に関する催しをはじめ、区の各事業において活動の場を提供していきます。

【令和 4 年度の取組】

東京 2020 大会を契機に育成したアートサポーターとともに、「アート・ファン・ミーティング」を開催します。ミーティングでは、区内アートの発展を題材にした議論や、自由な意見交換会を行い、関係性の構築を目指します。また、新たな取組として、「著作権」について学べる講座や、参加者の作品紹介を兼ねた「ワークショップ」等を実施し、多くの方が気軽に参加できる工夫もしています。



(4) 交流自治体「南相馬市」との連携

大会は、東日本大震災からの「復興」もそのテーマにかかっています。杉並区では、交流自治体の南相馬市と連携して、南相馬市のシンボルでもある「武者」を、プロのマンガ家やイラストレーターが描いたアート展「武者絵展」を開催し、一連の連携事業を通して約 6,000 名が来場しました。

新たな基本構想の実現に向けた文化行政の推進について

昨年 10 月、区議会の議決を経て策定した新基本構想は、概ね 10 年程度の将来を展望した杉並区の目指すまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」とし、その実現に向けて取り組むこととしています。こうした中で、区の文化行政については、以下のとおり計画的な推進を図っていきます。

1 杉並区総合計画

- 新たな基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋について、長期的な視点に立って示す計画。
- 8つの分野ごとの将来像を具体化するための 29 の施策。
- 「文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち」を目指し、施策 27 「多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進」について計画（別紙 3 - 1 参照）。

2 杉並区実行計画

- 総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組・事業を具体的に明らかにした、財政上の裏付けを有する計画。
- 施策 27 「多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進」のために「1 文化・芸術活動の創造と発信」、「2 文化・芸術活動の支援」について 3 か年の実行値等を記載し計画。（別紙 3 - 2 参照）。

3 杉並区協働推進計画

- 本格的な超高齢社会の到来や地域課題が複雑化・高度化していくことが予想される中、地域に開かれた多様な主体がつながる新たな協働の仕組みを形づくるとともに、これまで行ってきた協働の取組を一層深化させるための計画。
- NPO 法人チューニング・フォー・ザ・フューチャーとの協働事業について 3 か年の事業内容を計画（別紙 3 - 3 参照）。

施策 27 多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが気軽に文化・芸術に親しめるよう、杉並芸術会館（座・高円寺）で実施する事業に加え、杉並公会堂の運営や区内事業者による多様な文化・芸術活動を支援していきます。

また、誰もが国内外の異なる文化を持つ人々と交流できるよう、文化、スポーツ等を通じた交流の機会を創出します。さらに、こうした取組の基盤となる区民一人ひとりの平和への意識を高めるよう、平和事業を推進していきます。

施策の現状と課題

- 文化の拠点である杉並芸術会館（座・高円寺）及び杉並公会堂で、多様な文化・芸術活動が実施され、区民が生涯を通じて文化・芸術に触れられる機会を提供することが必要です。
- 区内の文化・芸術事業者が、魅力的な事業を安定的に実施できるよう、継続性のある活動支援が求められています。
- 多文化共生社会の実現に向け、国際・国内交流を通じて、異なる文化に触れる機会をより多くの区民に提供し、相互理解を深めることが必要です。
- 区民一人ひとりが、戦争の悲惨さや平和の尊さに対する認識を深めるため、平和の意識啓発に取り組む必要があります。

計画最終年度の目標

- 誰もが気軽に文化・芸術に親しめる環境が整い、多様な文化が育まれています。
- 幅広い世代や異なる文化を持つ人々が積極的に交流することによって、お互いを尊重しあう、新たな価値観が創出され、多くの区民が多文化共生社会への理解を深めています。
- 平和都市宣言※1を行った自治体として、戦争の悲惨さと平和の尊さを区民と共有するとともに、次世代を担う子どもたちの中に平和を希求する心が育まれています。

※1 平和都市宣言：杉並区が昭和63年（1988年）3月30日に、核兵器の廃絶を希求し、人類共通の願いである世界の恒久平和実現のために行った宣言

【SDGsのゴールとの関係】



目標に向けた施策指標（成果指標）の現状と目標値

	指標名	現状値	目標値		
			6年度(2024)	9年度(2027)	12年度(2030)
A	過去1年間に1回以上、文化・芸術鑑賞をした区民の割合(オンライン配信含む)	67.6% (2年度)	72.0%	75.0%	80.0%
B	国際・国内交流事業参加者数	691人* (2年度)	5,000人	5,500人	6,000人

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています(参考:平成30年度(2018年度)実績3,525人)。

●指標説明

A 区民意向調査

B -

施策を構成する実行計画事業

- ① 文化・芸術活動の創造と発信
- ② 文化・芸術活動の支援 **重点**
- ③ 国際・国内交流の推進
- ④ 平和事業の推進

① 文化・芸術活動の創造と発信

文化の拠点である杉並芸術会館（座・高円寺）及び杉並公会堂で、指定管理者やPFI事業者の独自のノウハウを生かした施設運営を行い、周辺地域のにぎわいの創出につなげるとともに、多世代で楽しめる舞台芸術や良質な音楽を提供します。

また、日本フィルハーモニー交響楽団との友好提携に基づき、区役所ロビーコンサートや公開リハーサルなどの提携事業を実施します。さらに、NPO法人との協働により運営する「スギナミ・ウェブ・ミュージアム※1」や文化・芸術活動に関する情報紙の発行等により、効果的な情報発信を図っていきます。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 30回 杉並公会堂 30回	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 30回 杉並公会堂 30回	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 30回 杉並公会堂 30回	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 30回 杉並公会堂 30回	杉並芸術会館及び杉並公会堂での文化芸術の提供 公演回数 杉並芸術会館 90回 杉並公会堂 90回
	日本フィル友好提携事業の実施	日本フィル友好提携事業の実施	日本フィル友好提携事業の実施	日本フィル友好提携事業の実施	日本フィル友好提携事業の実施
	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営・発信
	情報紙「コミュかる」の発行 6回	情報紙「コミュかる」の発行 4回	情報紙「コミュかる」の発行 4回	情報紙「コミュかる」の発行 4回	情報紙「コミュかる」の発行 12回
	経費(百万円)	2	2	2	6

※1 スギナミ・ウェブ・ミュージアム:区とNPO法人が協働し運営している、パソコンやスマートフォンで美術作品を鑑賞することができる仮想美術館

② 文化・芸術活動の支援 重点

区内での多様な文化・芸術の振興を図るため、区内の文化芸術活動に造詣の深い有識者等を中心とした文化・芸術振興審議会を運営するとともに、区民や区内に拠点を持つ団体が行う幅広いジャンルの文化活動や創造的な芸術活動が積極的に展開されるよう支援していきます。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	文化・芸術振興審議会運営	文化・芸術振興審議会運営	文化・芸術振興審議会運営	文化・芸術振興審議会運営	文化・芸術振興審議会運営
	文化芸術活動助成 50件	文化芸術活動助成 25件	文化芸術活動助成 25件	文化芸術活動助成 25件	文化芸術活動助成 75件
	経費(百万円)	11	11	11	33

③ 国際・国内交流の推進

幅広い世代が国際友好都市※1及び国内交流自治体※2と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な文化への理解を深めるとともに、多様な人々との交流を進める機会を創出します。

また、「地方創生・交流自治体連携フォーラム※3」の開催や交流自治体が実施するお試し移住事業等への参加支援等を通じて、交流自治体間の連携を深め、双方が活性化する新しい人の流れをつくる地方創生の取組を推進します。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	国際友好都市との交流実施	国際友好都市との交流実施	国際友好都市との交流実施	国際友好都市との交流実施	国際友好都市との交流実施
	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発
	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 111回 情報発信 6回
	地方創生に向けた交流自治体との連携の推進 地方創生・交流自治体連携フォーラム 1回	地方創生に向けた交流自治体との連携の推進 地方創生・交流自治体連携フォーラム 1回	地方創生に向けた交流自治体との連携の推進 地方創生・交流自治体連携フォーラム 1回	地方創生に向けた交流自治体との連携の推進 地方創生・交流自治体連携フォーラム 1回	地方創生に向けた交流自治体との連携の推進 地方創生・交流自治体連携フォーラム 3回
	交流自治体への新しい人の流れの創出支援の実施	交流自治体への新しい人の流れの創出支援の実施	交流自治体への新しい人の流れの創出支援の実施	交流自治体への新しい人の流れの創出支援の実施	交流自治体への新しい人の流れの創出支援の実施
	特別区全国連携プロジェクト※4の推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進
経費(百万円)	1	1	1	3	

※1 国際友好都市:友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区
 ※2 国内交流自治体:区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村
 ※3 地方創生・交流自治体連携フォーラム:都市と地方の共存共栄を目指す地方創生に向け、杉並区と交流のある8自治体の首長らが集まって自治体連携のあり方や課題について、具体的な政策形成に向けた討議を行う機会
 ※4 特別区全国連携プロジェクト:東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

④ 平和事業の推進

平和都市宣言を行った自治体として、戦争の悲惨さと平和の尊さを区民と共有するとともに、次世代を担う子どもたちの平和を希求する心を育てるため、啓発事業を実施します。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	平和のつどい 2回	平和のつどい 2回	平和のつどい 2回	平和のつどい 2回	平和のつどい 6回
	平和のためのポスターコンクール実施	平和のためのポスターコンクール実施	平和のためのポスターコンクール実施	平和のためのポスターコンクール実施	平和のためのポスターコンクール実施
	経費(百万円)	1	1	1	3

文化スポーツ
文化を育み継承し、
スポーツに親しむこころを育てよう

施策 27
多様な文化・芸術の振興と
多文化交流の推進

〈文化・スポーツ〉

文化・芸術の創造性を活かしたまちの魅力づくり				文化・交流課
「文化・芸術の創造性を活かしたまちの魅力づくり」をテーマに、NPOと協力して、区民が創作した作品の展示や発表の場を確保していきます。また、スギナミ・ウェブ・ミュージアムを活用しながら、気軽に文化・芸術に親しめる機会を充実させることを目的に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした和文化発信プロジェクト「パタアートエキシビション※1」等を実施します。				—
年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	
取組内容	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営、発信 東京2020大会をきっかけにした和文化の発信 地域の中での作品展示場所の発掘と創出	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営、発信 東京2020大会をきっかけにした和文化の発信 地域の中での作品展示場所の発掘と創出	「スギナミ・ウェブ・ミュージアム」の運営、発信 東京2020大会をきっかけにした和文化の発信 地域の中での作品展示場所の発掘と創出	
関連する計画				
(実行計画) 施策27 文化・芸術活動の創造と発信				

※1 パタアートエキシビション:区とNPO法人が協働し、区内で活動するアーティストや学生等と連携して実施している、「和文化」をテーマに阿佐ヶ谷のまちを彩るアート展

すぎなみフェスタの開催				地域活性化推進担当
「人と人、地域と地域をつなぎ、杉並を元気に」を基本理念とする「すぎなみフェスタ」について、引き続き、地域、産業、文化関係団体等と連携しながら、世代を超えた区民の交流・つながりを通じて、杉並の元気を生み出すイベントとして実行委員会形式で企画・開催します。				—
年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	
取組内容	すぎなみフェスタの開催	すぎなみフェスタの開催	すぎなみフェスタの開催	

(2) 情報発信と区民等とのコミュニケーションの充実

協働提案制度※1の実施				地域課
協働の担い手となる地域活動団体(NPO法人、地域団体、事業者等)と区が、話し合いや意見交換の場を持ち、課題の認識や目的・解決の方向性を共有して、提案された協働事業に取り組んでいきます。				—
年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	
取組内容	協働提案制度実施	協働提案制度実施	協働提案制度実施	
関連する計画				
(実行計画) 施策26 地域活動団体への支援				

※1 協働提案制度:区と地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)が、お互いの立場を尊重し、十分に協議を行い役割を分担しながら、地域の公共的な課題の解決に向けて取り組んでいく制度

戦略的広報の推進				広報課
区の情報発信の指針となる広報戦略に基づいて、分かりやすく区の情報や魅力を発信することで、区民の区に対する誇りや愛着心、また区政への参画意欲を高めていきます。区ホームページについては、デジタル化の進展に伴って変化する通信端末や情報媒体等との親和性を高め、区民が必要とする情報を分かりやすく配信できるシステムとするため、全面的に更新します。				—
年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	
取組内容	SNS等による情報発信実施 ホームページの全面更新検討 メディアミックスによる情報発信実施	SNS等による情報発信実施 ホームページの全面更新検討 メディアミックスによる情報発信実施	SNS等による情報発信実施 ホームページの全面更新実施 メディアミックスによる情報発信実施	
関連する計画				
(区政経営改革推進計画) 方針3 戦略的広報の推進				

区政を話し合う会の実施				区政相談課
日頃、区政に参加する機会の少ない方を含め、幅広い区民と区長が直接意見交換を行う懇談会を開催し、区民の意見を区政運営に生かしていくとともに、意見交換を通じて区民の区政に対する関心や理解を高めていきます。また、実施状況を効果的に発信することにより、区民との協働の機運を醸成します。				—
年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	
取組内容	区長と区民の意見交換会開催	区長と区民の意見交換会開催	区長と区民の意見交換会開催	
関連する計画				
(区政経営改革推進計画) 方針3 区政を話し合う会の実施				

(案)

参考資料



令和4年度 杉並区文化芸術活動助成金 募集要項

杉並区は、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することで、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の拡充を進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、文化・芸術関係者が活動を継続し、区民が安心して芸術を鑑賞できるよう、感染症対策を講じて実施する文化・芸術活動事業に対し、その事業に係る経費の一部を助成します。

- [助 成 金 額] 1事業当たり 上限40万円 (補助率2/3)
- [承 認 予 定 件 数] 25件程度
- [事業実施対象期間] 令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
- [受 付 期 間] 令和4年4月1日(金)～5月31日(火)必着
- [提 出 方 法] 郵送または窓口持参

問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 芸術鑑賞助成金担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7階
電話 03-5307-0734 (直通)
Eメール bunka-g@city.suginami.lg.jp

1 対象者

直近3年以内（平成31年（2019年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日）に、杉並区内で主体的に広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を2回以上実施した実績を有する個人または団体。

※対象者として認められない例：ゲストとしての出演、実行委員会形式の事業の参加者等

（1）個人の要件

申請時点で杉並区に住民登録をしていること。

※住民票、免許証、保険証等のいずれかを提出すること。（写し可）

（2）団体の要件

次の（ア）～（エ）を全て満たしていること。

（ア）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

（イ）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

（ウ）団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内に存在すること

（エ）定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること（上記ア～ウが定款等に明記※されていること）

※ （ア）について、総会等の内容や開催時期・意思決定プロセスなどが明記されていること。

（イ）について、会計年度や予算、決算の仕組みについて明記されていること。なお、役職だけの記載（役員1名、会計1名等）は経費の負担が分からず要件が明記されていないと判断し、助成の対象にはなりません。

★杉並区を中心に活動している団体（法人）で、区内で事業を企画していても主たる事務所の所在地が区外の場合は、助成の対象にはなりません。

- 申請者は事業を主体となって実施し、事業に要する経費を負担することが必要です。個人または団体が複数集まり実施される事業については、事業全体を1事業として取り扱います。実施する個人または団体ごとの申請はできません。

※対象とならない例

→実行委員会形式により複数会場で実施する事業の事業ごとの申請

- 団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を団体の実績とすることはできません。
- 同一申請者による重複申請はできません。

なお、次の事例に該当する場合は対象となりません。

- 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱別表の排除措置要件に該当する団体
- 政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- 国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体
- 納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税）に滞納又は未申告が無いこと。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

2 対象事業

申請者自らが主催者となり、広く一般公衆に鑑賞させることを目的として実施する文化芸術活動事業（音楽、演劇、舞踊、美術、映像または伝統芸能等）で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国の最新の「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」等に沿って、3密(密閉・密集・密接)対策やアルコール消毒、マスク着用、検温の実施等を行い、区民等が安心して芸術鑑賞できる環境を整えて実施する事業であること。
- (2) 対象期間内に、区内で実施される事業またはオンラインで実施する事業であること。
なお、オンラインのみで事業を実施する場合は、区内のホールや劇場・ライブハウス等、利用料金が明示されている施設を会場として行うライブ配信、または収録配信であること、インターネット上のWEBサイトで不特定多数の方が見ることができる方法で実施することを要件とします。
- (3) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること。
- (4) 以下の事業に該当しないこと。
 - 国、地方公共団体等が主催するもの
 - 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けているもの
 - 宗教的または政治的な宣伝、主張を目的とするもの
 - カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けた事業
 - 寄附を主な目的とするもの
 - 教育活動の一環として行われるもの

3 対象期間

次の期間に杉並区内またはオンライン（「2 対象事業（2）」参照）で実施される事業

対象期間：令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

※事業の承認は令和4年8月上旬（予定）となるため、令和4年8月上旬までの期間に実施する事業については「杉並区文化芸術活動助成金交付申請書（第1号様式）」の「事前実施」欄にチェックしてください（助成を保証するものではありません）。

※申請時に事業が終了している場合においても、上記期間内に実施した事業であれば申請可能です。

4 助成金額と助成予定件数

- (1) 1事業当たり：上限40万円（助成対象経費の2/3）

対象経費の合計額	助成金額
(1) 60万円以上	40万円
(2) 60万円以下	対象経費の2/3

- (2) 助成予定件数：申請書類の内容を審査のうえ、25件程度助成します。

5 申請の手続き

(1) 申請受付期間

令和4年4月1日（金）～5月31日（火）必着

(2) 申請受付方法

郵送または窓口持参にて受付します。

申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

URL: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0404/1071373.html>



(3) 申請書類

以下の申請書類を各1部（**A4サイズ**で印刷すること）提出してください。

なお、申請書類の返却はしませんので、必ず写しを保管してください。

申請書類一覧（各1部）	
①	杉並区文化芸術活動助成金交付申請書（第1号様式）
②	事業計画書
③	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません
④	個人で申請の時：住民登録を証する書類（住民票、免許証、保険証等）※写し可
	団体に申請の時：「1対象者の（2）」を満たす定款又はこれに準ずる規約、会則等
⑤	平成31年4月1日～令和4年3月31日に <u>区内</u> で広く一般公衆に鑑賞させることを目的に実施された公演や展示会等の資料（ <u>申請者が主体的に実施していることがわかる</u> 資料を <u>2事業以上</u> 提出してください。） 例： <u>主催者、事業日時、内容が分かる</u> プログラム、チラシ等。WEB上での告知記事等は、画面のスクリーンショットを添付すること。

6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内 訳
助成対象経費	1.感染症対策	アルコール消毒液、マスク、非接触型体温計等の購入費、PCR 検査費用等
	2.作品借料	作品借料（保険料を含む）
	3.制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料、作品の電子データ化等）
	4.出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	5.音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアノ料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	6.文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等
	7.会場費	会場使用料、付帯設備借上費、稽古場借料
	8.舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	9.設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等、WEBサイト作業費
	10.運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断が出来ないものは除く
	11.謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等
	12.通信費	案内状送付料等
	13.宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、WEBサイト費（運営費は含まない）、立看板費等
	14.印刷費	プログラム印刷費（無償配布の場合）、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等（デザイン費・紙代含む）
	15.配信・記録費	収録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る

対象外経費(例)	○有料頒布するプログラム、収録等の作成経費	
	○レンタカー代、交通費、駐車場代、高速料金、燃料費、宿泊費、催事保険料等	
	○自ら設置し又は管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料	
	○団体または個人の財産となる物品等の購入費等（感染症対策に必要な物を除く） ※感染症対策に必要な物であってもパソコンやビデオカメラ等汎用性がある物品は対象外	
	○団体の運営維持費（ホームページ運用費等）	○印紙代、振込手数料
	○飲食費	○支給品・記念品代
	○立替払いにより支払われた費用	○カラオケ代
	○助成金報告書作成経費	

※対象経費は必要に応じて積算根拠書類を提出いただく場合があります。

7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という。）において、以下の視点を中心に審査します。申請書類を基に審査を行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

- 区民等が安心して芸術を鑑賞できるよう、国の最新の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を参考に、3密対策、マスクの着用等の感染防止策を講じて実施するものであるか
- ホームページやチラシ等を活用して広く区民等に周知し、区民等の鑑賞または参加の機会等を提供するものであるか
- 区民等に対する文化・芸術活動としての継続性が見込まれるか
- 事業計画、収支予算に具体性があり、事業の実現性があるか
- 区民の関わり、地域への波及効果があるか
- 申請経費の金額や内容は事業実施のために妥当なものか

※審査に当たって上記とは別に、加点の対象となる項目として、「国際的・全国的に認められている活動か」「杉並の地域で著名な活動か」「杉並の地域資源・文化資源を活かした活動か」「社会貢献など文化芸術活動の新しい社会的な要素があるか」「コロナ禍において新しいチャレンジをしているか」の項目を設けます。

8 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず令和4年8月上旬（予定）までに文書での通知を行います。申請件数や審査の進捗状況によって通知時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

9 申請上の注意

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る）があったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき
- (4) 申請者に不正な行為があると認められるとき
- (5) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (6) 区が定める期間内に募集要項に定める必要書類及びその他必要な資料を提出しないとき
- (7) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (8) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく命令に違反したとき

10 事業報告・領収書について

- (1) 事業終了後1か月以内に以下の書類を郵送または窓口持参で文化・交流課にご提出ください。

事業終了に伴う書類一覧（各1部）	
①	杉並区文化芸術活動助成金事業完了報告書（第4号様式）
②	収支決算書
③	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の原本 ※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
④	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の写し
⑤	事業完了報告書に記載のある感染症対策が確認できる写真
⑥	事業内容がわかる資料（チラシ、記録写真等）
⑦	杉並区文化芸術活動助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）

- (2) 提出する領収書は以下の点に注意してください。

- 宛 名：申請者名（団体で申請のときは団体名）または代表者名が記載されたものであること（略称は不可）
※認められない例：名字だけのもの（○杉並 太郎 ×杉並）、宛名のないもの（上様も不可）、申請時の団体名（または代表者名）以外の宛名が記載されたもの
- 品 名：具体的な品名が明記されたものであること
※「お品代」は認めることはできません
- 発行者：発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、原則として領収印が押印されたものであること（領収印が必要ない場合もありますので、P10のQ&A(Q3-2)をご参照ください。）
- 日 付：事業を実施する上で適正な日付のものであること

※「領収書」の表記がない、いわゆる「レシート」は認めることができません。

11 助成金額の確定及び支払い

ご提出いただいた収支決算書と領収書を元に助成金額（上限40万円、補助率2/3、1,000円未満切り捨て）を確定します。事業報告書類に不備がないことが確認した後、杉並区文化芸術活動助成金額確定通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

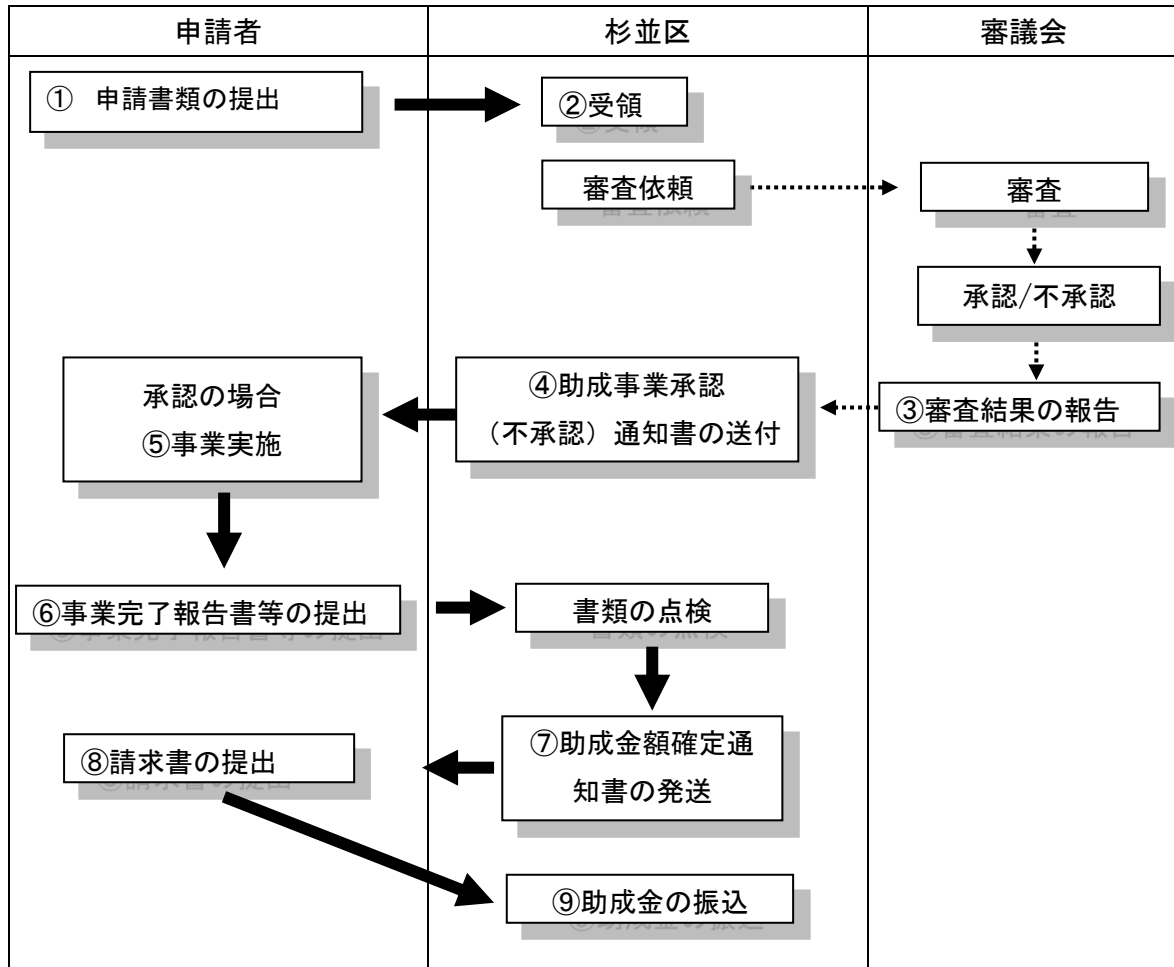
- 例) 対象経費の領収書として認められるものが 60万円以上の場合：助成額40万円
30万円分の場合：助成額20万円

12 その他の注意事項

- (1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合に非開示情報を除き公開の対象となります。
- (2) 申請後、決定を受けた事業内容について変更が必要となった場合または助成事業を中止しようとする場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。
- (3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を区ホームページに掲載します。

- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 承認された事業は、職員等が実施状況確認のために現場調査（モニタリング）を行うことがあります。
- (6) 助成対象事業となった場合、事業のチラシ・ポスター等の制作物に、ロゴマークと「杉並区文化芸術活動助成事業」であることを明記してください。なお、事業承認前にチラシ・ポスター等の制作物を制作する場合はこの限りではございません。

■助成金交付までの流れ



★文化芸術活動助成金ロゴマーク



杉並区文化芸術活動助成事業

13 助成金 Q & A

【対象者について】

Q1-1 申請にあたって年齢要件はあるのでしょうか？

A1-1 年齢要件はありません。

Q1-2 国籍を問わず申請が可能でしょうか？

A1-2 「1 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。

Q1-3 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか？

A1-3 「1 対象者」の条件に該当していれば可能です。

Q1-4 7月から3か月連続で行う企画ですが、3回とも助成対象になりますか？

A1-4 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます（3回分で上限40万円）。

Q1-5 設立したばかりの団体で、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

杉並区民ですが、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

A1-5 対象となりません。

Q1-6 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A1-6 区内で実施予定の場合は申請可能ですが、確定していることが望ましいと考えます。
ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q1-7 杉並区民ですが、直近の活動が平成31年3月では助成の対象とならないのでしょうか？

A1-7 対象となりません。

Q1-8 令和2年3月に開催を予定していた事業が新型コロナウイルス感染症の影響で中止になりました。この場合助成の対象とならないのでしょうか？

A1-8 原則、平成31年4月1日～令和4年3月31日までに事業の実績を2回以上有することが必要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、期間内にやむを得ず中止となってしまった事業がある場合には、中止事業も実績に含めるものとします。中止となったことがわかる資料（作成済みのチラシ、企画書等）をご提出ください。

Q1-9 主催する事業について申請を検討していますが、平成31年4月1日～令和4年3月31日までの実績が出演者としての参加のみで、事業を主催した実績はありません。この場合は助成の対象にならないのでしょうか？

A1-9 原則、事業を主催した実績が要件となりますが、事業を主体的に実施していると認められる場合は対象となる場合があります。

Q1-10 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象になるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A1-10 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会
で判断します。

Q1-11 本助成金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか？

A1-11 申請できません。

Q1-12 令和3年度の「新しい芸術鑑賞様式助成金」に申請し採択されたが、申請は可能でしょうか？

A1-12 可能です。

Q1-13 オンラインのみで実施の場合の、インターネット上のWEBサイトで不特定多数の方が見る
ことができる方法で実施することとはどのようなことでしょうか？

A1-13 例えば特定の団体に所属している方のみしか見られないのではなく、広く一般公衆がみれる
状態であることを言います。なお、無料、有料は問いません。

【申請について】

Q2-1 承認予定件数25件程度とありますが、先着順でしょうか？

A2-1 先着順ではありません。募集期間終了後に審査を行います。

Q2-2 助成金の申請者（団体名または代表者名）と領収書等の宛名（団員の個人名）が異なっていま
した。助成金の対象経費として認められますか？

A2-2 認められません。助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q2-3 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A2-3 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q2-4 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか？

A2-4 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが
出演者Bへの支払いは認められません（公人としての申請者を個人と区別しています）。

Q2-5 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず
対象となると理解してよいでしょうか？

A2-5 事業の実施に係るホームページ開設費用は対象としますが、運用費（ランニングコスト）は
対象外となります。

Q2-6 感染症対策として出演者全員でPCR検査を定期的にする予定です。必要経費と考えてよ
いでしょうか？

A2-6 事業の出演者・スタッフにつき1人1回まで助成対象経費とすることができます。

Q2-7 「区民が安心して芸術を鑑賞できる環境」とは具体的にどのようなことでしょうか？明確な条件はあるのでしょうか？

A2-7 3密の回避など例示をあげていますが、明確な条件はありません。国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を参考に、施設の特性や来場者の協力も含め、個々に対策を講じてください。

【その他】

Q3-1 助成の時期はいつ頃になるのでしょうか？

A3-1 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り込みます。

Q3-2 押印されていない領収書は、無効でしょうか？

A3-2 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、個別にご相談ください。

Q3-3 本助成金は課税対象となるのでしょうか？

A3-3 課税対象となります。